

令和 8 年 7 月 8 日

後期課程保護者の皆様

千代田区立九段中等教育学校経営企画室長 大塚 立志

令和 8 年度の授業料無償化の申請手続き

給付型奨学金、奨学のための給付金制度等に関するお知らせ

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

授業料無償化の申請手続き、奨学のための給付金制度等についてお知らせしますので、それぞれ提出期限までに申請書等をご提出いただきますようお願いいたします。

令和 8 年度の給付型奨学金と奨学のための給付金については、年収要件の目安が拡充され、対象者が広がっております。申請の際は、要件が緩和されている点にご留意ください。

いずれも返済不要の給付制度ですので、是非ご活用ください。

<申請を受付する制度概要>

制度名	概要	対象となる世帯	申請方法
授業料無償 (就学支援金等)	授業料 (1 か月 9,900 円 / 年間 118,800 円) については、手続きをすることにより所得に限らず実質無償化となる支援金	<ul style="list-style-type: none">生徒本人が日本国籍生徒本人が規定の在留資格を有する	7月17日までに申請書と必要書類をクラス担任に提出 同封の「令和8年度の授業料無償化の申請手続きについて」をご覧ください。
給付型奨学金	修学旅行や補助教材等に充当できる給付金 (都から学校、学校から保護者に給付) ※ 返金につきましては、学校徴収金の精算を行う際にあわせて行わせていただきます。	<ul style="list-style-type: none"><u>都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が182,500円未満の世帯(年収目安270~490万円未満)</u>非課税世帯、生活保護受給世帯(年収目安約270万円未満)家計急変世帯(失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たしていると認められる世帯)	7月17日までに申請書と必要書類を経営企画室に提出。
4 学年のみ 奨学のための給付金 (一部早期給付)	授業料以外の教育費に対する定額の給付金 (年額 1 / 4 を早期給付)	<ul style="list-style-type: none">非課税世帯、生活保護受給世帯、家計急変世帯保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満の世帯	7月17日までに申請書と必要書類を経営企画室に提出。

4～6 学年 奨学のための給 付金	授業料以外の教育費に対す る定額の給付金	<u>別途周知予定</u>	<u>別途周知予定</u>
-------------------------	-------------------------	---------------	---------------

- ・給付型奨学金、奨学のための給付金の認定条件や提出書類等については、ツムギノもしくは本校ホームページからダウンロードしていただくか、経営企画室にて配付しているパンフレットをご覧ください。
- ・上記の複数の申請をする場合は、取得した課税証明書はコピーをそれぞれの申請書に添付し、原本は手元に保管をしてください。

問い合わせ先

九段中等教育学校経営企画室 田中・荒木

電話 03（3263）7190

※問い合わせの際は、制度の名称をお伝えください。